収入判定の例

※「応募が可能なケース」についても、他の生計維持者等が課税されている場合は、合算金額によって判定を行うため、応募不可となる可能性があります。

〇パターン１（応募が可能なケース）

課税標準額	¥1,792,000
市民税調整控除額	¥4,500
市民税調整額	¥0
支給額算定基準額	＝¥1,792,000×６%－(¥4,500＋０) ＝¥107,520－¥4,500 ＝¥103,000 （100 円未満切り捨て）

〇パターン２（応募が不可となるケース）

課税標準額	¥2,331,000
市民税調整控除額	¥1,500
市民税調整額	¥0
支給額算定基準額	＝¥2,331,000×６%－(¥1,500＋０) ＝¥139,860－¥1,500 ＝¥138,300 （100 円未満切り捨て） ※計算の際に寄付金控除額(¥57,822)は考慮しません。

〇パターン３（応募が不可となるケース）

課税標準額	¥2,661,000
市民税調整控除額	¥1,500
市民税調整額	¥0
支給額算定基準額	＝¥2,661,000×６%－(¥1,500＋０) ＝¥159,660－¥1,500 ＝¥158,100 （100 円未満切り捨て） ※計算の際に住宅借入金控除額(¥136,500)は考慮しません。

○パターン４（応募が不可となるケース）

課税標準額	¥4,561,000（＝¥2,661,000＋¥1,900,000） ※合算します
市民税調整控除額	¥1,500
市民税調整額	¥0
支給額算定基準額	＝¥4,561,000×６%－（¥1,500＋０） ＝¥273,660－¥1,500 ＝¥272,100 （100 円未満切り捨て）

○パターン５（応募が可能なケース）

課税標準額	¥272,000
市民税調整控除額	¥3,000
市民税調整額＊	¥6,120（＝¥10,200×¥7,200／（¥7,200＋¥4,800）） ＊「所得割調整額」×「市民税所得割額」／（「市民税所得割額」＋「県民税所得割額」）
支給額算定基準額	＝¥272,000×６%－（¥3,000＋¥6,120） ＝¥16,320－¥9,120 ＝¥7,200

※市民税調整額は「所得割調整額」の欄に金額の記載がある場合のみ計算します。

パターン１

課税証明書（非課税証明書）

令和８年度（令和７年分）

住所	
氏名	
生年月日	

▼所得金額等 （円）

合計所得金額	
繰越控除額	
総所得金額等	

▼所得控除額 （円）

所得控除合計	

▼配偶者

控除対象配偶者	

▼扶養親族 （人）

特定扶養	
老人扶養	
同居老親	
16歳未満	
その他	
特別障害	
同居特障	
その他障害	

▼特定親族 （人）

特定親族	

▼本人該当区分

未成年	
特別障害	
その他障害	
寡婦	
特別寡婦	
寡夫	
ひとり親	
勤労学生	

①

▼課税標準額 （円）

総所得	1,792,000
＊以下余白＊	**********

備考：合計所得金額は、分離譲渡所得の特別控除前の金額が含まれます。

▼税額控除等 （円）

②

	市民税	県民税
税額控除前所得割	○○○○○	○○○○○
調整控除	4,500	○○○○○
配当控除		
住宅借入金等税額控除		
寄附金税額控除		
外国税額控除		
所得割調整額		
配当割譲渡所得割		
所得割額	○○○○○	○○○○○

▼所得割・均等割 （円）

	市民税	県民税
減免前所得割		
所得割減免額		
減免後所得割		
減免前均等割		
均等割減免額		
減免後均等割		

▼森林環境税

	森林環境税
免除前税額	
免除税額	
免除後税額	

▼年税額 （円）

年税額（減免・免除前）	
年税額（減免・免除後）	

▼備考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

豊橋市長　　㊞

パターン２

課税証明書（非課税証明書）

令和８年度（令和７年分）

住所	
氏名	
生年月日	

▼所得金額等 （円）

合計所得金額	
繰越控除額	
総所得金額等	

▼所得控除額 （円）

所得控除合計	

▼配偶者

控除対象配偶者	

▼扶養親族 （人）

特定扶養	
老人扶養	
同居老親	
16歳未満	
その他	
特別障害	
同居特障	
その他障害	

▼特定親族 （人）

特定親族	

▼本人該当区分

未成年	
特別障害	
その他障害	
寡婦	
特別寡婦	
寡夫	
ひとり親	
勤労学生	

① ▼課税標準額 （円）

総所得	2,331,000
＊以下余白＊	**********

備考：合計所得金額は、分離譲渡所得の特別控除前の金額が含まれます。

▼税額控除等 （円）

②

	市民税	県民税
税額控除前所得割	○○○○○	○○○○○
調整控除	1,500	○○○○○
配当控除		
住宅借入金等税額控除		
寄附金税額控除	57,822	←計算に影響しません
外国税額控除		
所得割調整額		
配当割譲渡所得割		
所得割額	○○○○○	○○○○○

▼所得割・均等割 （円）

	市民税	県民税
減免前所得割		
所得割減免額		
減免後所得割		
減免前均等割		
均等割減免額		
減免後均等割		

▼森林環境税

	森林環境税
免除前税額	
免除税額	
免除後税額	

▼年税額 （円）

年税額（減免・免除前）	
年税額（減免・免除後）	

▼備考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

豊橋市長　　㊞

パターン３

課税証明書（非課税証明書）

令和８年度（令和７年分）

住所	
氏名	
生年月日	

▼所得金額等 （円）

合計所得金額	
繰越控除額	
総所得金額等	

▼所得控除額 （円）

所得控除合計	

▼配偶者

控除対象配偶者	

▼扶養親族 （人）

特定扶養	
老人扶養	
同居老親	
16歳未満	
その他	
特別障害	
同居特障	
その他障害	

▼特定親族 （人）

特定親族	

▼本人該当区分

未成年	
特別障害	
その他障害	
寡婦	
特別寡婦	
寡夫	
ひとり親	
勤労学者	

①

▼課税標準額 （円）

総所得	2,661,000
＊以下余白＊	**********

備考：合計所得金額は、分離譲渡所得の特別控除前の金額が含まれます。

▼税額控除等 （円）

②

	市民税	県民税
税額控除前所得割	○○○○○	○○○○○
調整控除	1,500	○○○○○
配当控除		
住宅借入金等税額控除	136,500	←計算に影響しません
寄附金税額控除		
外国税額控除		
所得割調整額		
配当割譲渡所得割		
所得割額	○○○○○	○○○○○

▼所得割・均等割 （円）

	市民税	県民税
減免前所得割		
所得割減免額		
減免後所得割		
減免前均等割		
均等割減免額		
減免後均等割		

▼森林環境税

	森林環境税
免除前税額	
免除税額	
免除後税額	

▼年税額 （円）

年税額（減免・免除前）	
年税額（減免・免除後）	

▼備考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

豊橋市長　　㊞

パターン４

課税証明書（非課税証明書）

令和８年度（令和７年分）

住所	
氏名	
生年月日	

▼所得金額等 （円）

合計所得金額	
繰越控除額	
総所得金額等	

▼所得控除額 （円）

所得控除合計	

▼配偶者

控除対象配偶者	

▼扶養親族 （人）

特定扶養	
老人扶養	
同居老親	
16 歳未満	
その他	
特別障害	
同居特障	
その他障害	

▼特定親族 （人）

特定親族	

▼本人該当区分

未成年	
特別障害	
その他障害	
寡婦	
特別寡婦	
寡夫	
ひとり親	
勤労学者	

① ▼課税標準額 （円）

総所得	2,661,000
上記以外の課税所得金額	1,900,000
＊以下余白＊	**********

備考：合計所得金額は、分離譲渡所得の特別控除前の金額が含まれます。

▼税額控除等 （円）

②

	市民税	県民税
税額控除前所得割	○○○○○	○○○○○
調整控除	1,500	○○○○○
配当控除		
住宅借入金等税額控除		
寄附金税額控除		
外国税額控除		
所得割調整額		
配当割譲渡所得割		
所得割額	○○○○○	○○○○○

▼所得割・均等割 （円）

	市民税	県民税
減免前所得割		
所得割減免額		
減免後所得割		
減免前均等割		
均等割減免額		
減免後均等割		

▼森林環境税

	森林環境税
免除前税額	
免除税額	
免除後税額	

▼年税額 （円）

年税額（減免・免除前）	
年税額（減免・免除後）	

▼備考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

豊橋市長　　㊞

パターン５

課税証明書（非課税証明書）

令和８年度（令和７年分）

住所	
氏名	
生年月日	

▼所得金額等　（円）

合計所得金額	
繰越控除額	
総所得金額等	

▼所得控除額　（円）

所得控除合計	

▼配偶者

控除対象配偶者	

▼扶養親族　（人）

特定扶養	
老人扶養	
同居老親	
16 歳未満	
その他	
特別障害	
同居特障	
その他障害	

▼特定親族　（人）

特定親族	

▼本人該当区分

未成年	
特別障害	
その他障害	
寡婦	
特別寡婦	
寡夫	
ひとり親	
勤労学生	

①

▼課税標準額　（円）

総所得	272,000
＊以下余白＊	**********

備考：合計所得金額は、分離譲渡所得の特別控除前の金額が含まれます。

▼税額控除等　（円）

②

③

	市民税	県民税
税額控除前所得割	○○○○○	○○○○○
調整控除	3,000	○○○○○
配当控除		
住宅借入金等税額控除		
寄附金税額控除		
外国税額控除		
所得割調整額	A 10,200	
配当割譲渡所得割		
所得割額	B 7,200	C 4,800

▼所得割・均等割　（円）

	市民税	県民税
減免前所得割		
所得割減免額		
減免後所得割		
減免前均等割		
均等割減免額		
減免後均等割		

▼森林環境税

	森林環境税
免除前税額	
免除税額	
免除後税額	

▼年税額　（円）

年税額（減免・免除前）	
年税額（減免・免除後）	

▼備考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

豊橋市長　　㊞